

中 部 家 保 だ よ り

発 行:中部農業事務所家畜保健衛生課(中部家畜保健衛生所) 〒371-0051 前橋市上細井町2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

【記事】

- 1 新年度あいさつ
- 2 中部家畜保健衛生所の人事異動について
- 3 中部管内における豚熱(CSF)の発生について
- 4 豚熱ワクチン接種について
- 5 PEDの発生について
- 6 アフリカ豚熱 (ASF) について
- 7 オーエスキー病(AD)のステータスついて
- 8 飼養衛生管理を守りましょう!!
- 9 令和3年「定期報告書」の提出について
- 10 導入計画書の提出をお願いします
- 11 気候の変化に注意しましょう
- 12 ハエの防除対策は早めに行いましょう



- 1 豚熱ワクチン接種農場における飼養衛生管理の重要性
- 2 豚の導入計画書



◆◆ 新年度あいさつ ◆◆

中部家畜保健衛生所長 板垣 光明

日頃から家畜保健衛生並びに畜産振興に係る事業の推進にご理解とご協力を賜うとともに、豚熱発生の防疫措置の協力について関係者の皆様には厚く感謝申し上げます。

この度の定期人事異動では転出者3名、退職者1名、転入者4名の異動がありましたが、新体制のもと業務を一歩一歩着実に遂行する所存ですので、よろしくお願いいたします。

令和3年度船出となる4月1日に前橋市内の養豚場から異常豚の通報があり、2日に豚熱 (CSF)発生が確認され、10,207頭の豚を殺処分し4月16日に防疫措置完了となりました。5月7日には発生農場4回の消毒が終了し、これからは疫学調査チームの指摘事項を受け再発防止に向け農場マニュアルを策定する予定です。一日も早い経営再建向け支援していきたいと考えています。豚熱の発生は、これまで68事例109農場4と畜場で240,330頭殺処分(と殺)されました。本病の発生予防は、ワクチン接種のほか野生動物侵入防止柵の整備等の飼養衛生管理基準の遵守であり、特にウイルス侵入にかかわる項目を重点的に確認させていただきたいと考えています。。

さらに、アフリカ豚熱はアジア、ヨーロッパで継続的に発生し、5月5日韓国では江原道寧越郡の養豚場で17例目となる発生が確認されている状況であり、動物検疫所の手荷物検査において携帯品のハム等からウイルスが確認され、いつ国内で発生しても不思議ではない状況にあります。

高病原性鳥インフルエンザは令和2年度では18県52事例の大発生となり、今期も大発生する可能性もあり油断できない状況にあります。畜産農家並びに関係者の皆様におかれましては、引き続き農場での飼養衛生管理の徹底による家畜伝染病の侵入防止に努めていただくと共に、飼養家畜に異状が認められた場合は早期通報をお願いいたします。

また、管内における監視伝染病の発生は、牛ヨーネ病や牛ウイルス性下痢(BVD)が複

数頭摘発されています。農場内にそれらの病原体を侵入させないためにも、導入牛や牧場からの退牧牛を農場に入れる場合は、必ず検査するとともに、隔離飼育していただきますようお願いいたします。さらに、酪農家の皆様においてはクーラーステーションによる生乳を用いたBVD検査を引き続き実施する予定ですのでご協力をお願いいたします。

家畜保健衛生所といたしましては、皆様のご意見を頂きながら畜産経営の安定に寄与できるよう職員一丸となり家畜衛生、畜産振興等の業務に取り組んで参りますので、ご理解ご協力をお願いします。新型コロナウイルスが全世界で猛威を奮い、家畜の疾病を防御することも重要ですが、なによりも畜産農家および関係者が元気で業をなすことがより重要であります。皆様が健康で過ごせることを祈念しまして新年度の挨拶とさせていただきます。

◆◆ 中部家畜保健衛生所の人事異動について ◆◆

4月1日付け定期人事異動により、転入・転出等がありました。本年度は以下の体制となります。どうぞよろしくお願いします。

●令和3年度の職員一覧

★ 転入者 (旧所属)

| ●日和の千及の極気 | 晃 | | |
|-------------|------|------------------|--|
| 所長 | | 板垣 光明 | |
| 次長 | | 坂庭 あづさ | |
| 環境衛生係 | 係長 🌟 | 坂西 啓悟(畜産試験場) | |
| (環境指導、定期報告、 | | 永井 朋子 | |
| 耳標、公共牧場、 | | 中澤 咲紀 | |
| 死亡牛届出等) | ** | 木暮 幸博(西部家畜保健衛生所) | |
| | * | 高橋 泰幸(家畜衛生研究所) | |
| 防疫第一係 | 係長 | 佐藤 美行 | |
| (牛、馬、蜜蜂、山羊、 | | 平林 晴飛 | |
| めん羊) | | 湯野川 景人 | |
| | | 若山 映令彩 | |
| 防疫第二係 | 係長 | 森 あゆみ | |
| (豚、鶏) | | 横澤 奈央子 | |
| | | 中島 翔一 | |
| | * | 蜂谷 信昭(渋川保健福祉事務所) | |
| | | 渡辺 知宣 | |

●転出者(新所属または退職)

| 環境衛生係 | | 櫻井 敏幸(畜産課) |
|-------|----|------------------|
| | | 吉田 真二(退職) |
| 防疫第一係 | | 佐藤 洋子(西部家畜保健衛生所) |
| 防疫第二係 | 係長 | 小屋 正博(吾妻家畜保健衛生所) |

◆◆中部管内における豚熱(CSF)の発生について◆◆

4月2日、前橋市の養豚農場において豚熱の発生が確認され、4月16日に全ての防疫措置が完了しました。疫学調査結果による侵入経路の特定はまだ出来ていませんが、豚熱に感染した野生イノシシが、前橋市や渋川市で発見されており、野外に豚熱ウイルスが存在している状態が続いています。

イノシシの行動範囲は制限することが出来ないため、今後豚熱に感染したイノシシが存在する地域は拡がっていくと予想されます。また、イノシシの死体をつついたカラス等の他の野生動物が農場近くまで来ることも考えられます。

ワクチンを接種していても、防御できない期間が存在してしまいます(別添1)。特に、 ワクチン接種前後の日齢は注意が必要です。

引き続き、消毒の徹底等飼養衛生管理の徹底をお願いいたします。

- *野生イノシシ経口ワクチンが、赤城南面地区(標高600m付近)で、国有林、県有林、林道、市道を中心に散布予定です。
 - 前期(6月中旬)
 - •後期(11月~3月)

◆◆豚熱ワクチン接種について◆◆

・繁殖豚等の3回目接種について

繁殖豚、種雄豚(候補豚含む)等、6ヶ月以上飼養する豚等については、<u>初回接種から6ヶ月後に1回</u>、その後に1年に1回追加接種をすることとなっています(ただし、同じ個体への接種は、原則最大4回が推奨)。<u>候補豚について</u>も、接種を忘れないようにお願いします。詳細については、管理獣医師または家保にご相談下さい。よろしくお願いいたします。

ワクチン接種については、記録をきちんととっていただくようお願いします!

子豚へのワクチン接種について

現在50~60日齢の子豚に接種をお願いしているところですが、母豚からの移行抗体の状況が、<u>農場により差が出てきています</u>。また、母豚の更新が進むと、移行抗体の状況が変わってくることが予想されています。そのため今後、接種日齢の変更をお願いすることもあるかと思いますので、<mark>家保からのお知らせは必ず目を通すよう</mark>にお願いします。また、接種日齢の適期にについて心配な方は、家保までご連絡をお願いします。

採血へのご協力について

豚熱ワクチンの免疫付与状況等確認検査のための採血について、ご協力ありがとうござい

ました。この検査について、今年度からは全農場ではなく抽出検査となりましたので全農場ではありませんが、引き続きご協力をお願いします。また、免疫付与状況や移行抗体の状況を知り、接種時期を検討することは必要であると考えられますので、ご希望の方はご連絡をお願いいたします。

◆◆PEDの発生について◆◆

4月末に今シーズン本県2例目の発生が確認されました。今季、千葉県で27農場、鹿児島県で2農場、宮崎県と長崎県では各1農場の発生が報告されています。

PEDは、抗体を保有していない母豚が多くなると、寒冷感作などにより発生が起こるリスクが高まります。正しいワクチン接種により抗体を保有させることや、寒さによるストレスを与えないようにしたりすることが重要です。

これから段々と暖かい日が増えてきますが、朝晩冷える日もあり、一日の寒暖差が大きい日が増えますので、温度管理にはご注意ください。

◆◆アフリカ豚熱(ASF)について◆◆

平成30年8月の中国での発生以降、アジア諸国において感染が急速に拡大しており、直近では、本年2月にマレーシアにおける初めての発生が確認されています。水際検疫も強化されていますが、海外からの肉及び肉製品を国内に持ち込むことは禁止されています。特に、外国人技能実習生等のいらっしゃる農場につきましては、母国からの荷物等に肉及び肉製品がないことを再度注意するようお願いいたします。

韓国では・・・

令和3年5月5日、養豚場での17例目となるアフリカ豚熱の発生が確認されました。野生イノシシでも1350頭の感染が確認されています(5月6日現在)。

台湾では・・・

4月に台湾本島新北市万里区の海岸に漂着した豚の死体から、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子が検出された事例がありました。

国内の検疫においては・・・

動物検疫所の検査により輸入が認められなかった豚肉製品から、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検出事例が95例(本年3月30日時点)と数多く確認されており、そのうち4事例からは、感染性のあるアフリカ豚熱ウイルスが分離されています。

◆◆ オーエスキー病(AD)のステータスついて◆◆

皆様のご協力により、平成30年に群馬県はAD清浄県となりました。今年度のステータス変更により、管内全ての農場においてADワクチン接種を中止(ステータスⅢ後期またはⅣ)することとなりました。

前年度は7755頭の検査を実施し、管内全ての農場において野外ウイルスの感染がないことを確認しています。

今年度も清浄性の維持確認のための検査を、農場採血及びと畜場採血により実施させてい ただきますので、ご了承ください。

今年度のステータスは以下の表のとおりです。(<mark>黄色</mark>が今年度の変更部分)

| 地区区分名 | 含まれる地域(市町村等) | ステータス |
|---------|--------------|-------|
| 前橋地区* | 前橋市前橋地域 | IV |
| 大胡1地区 | 前橋市大胡地域 | IV |
| 大胡2地区 | 前橋市大胡地域 | Ⅲ後期 |
| 宮城地区* | 前橋市宮城地域 | Ⅲ後期 |
| 粕川地区 | 前橋市粕川地域 | IV |
| 富士見地区** | 前橋市富士見地域 | V |
| 赤堀地区** | 伊勢崎市赤堀地域 | IV |
| 佐波東1地区 | 伊勢崎市佐波東地域 | IV |
| 佐波東2地区 | 伊勢崎市佐波東地域 | Ⅲ後期 |
| 境地区 | 伊勢崎市境地域 | IV |
| 渋川地区 | 渋川市渋川地域 | IV |
| 北橘1地区 | 渋川市北橘地域 | IV |
| 北橘2地区 | 渋川市北橘地域 | Ⅲ後期 |
| 赤城1地区 | 渋川市赤城地域 | IV |
| 赤城2地区 | 渋川市赤城地域 | IV |
| 赤城3地区 | 渋川市赤城地域 | Ⅲ後期 |
| 子持地区 | 渋川市子持地域 | IV |
| 榛東地区 | 榛東村 | IV |
| 吉岡地区 | 吉岡町 | IV |
| 玉村地区 | 玉村町 | IV |

※前橋地区、宮城地区、富士見地区、赤堀地区:分割していた地区を1つに統合 ※ステータスⅢ後期の地区は、1年経過後にステータスⅣへ。

◆◆飼養衛生管理基準を守りましょう!!◆◆

中部管内における豚熱の発生、PEDの発生、海外におけるアフリカ豚熱の発生等が続いています。これらの病気にかかわらず、飼養している豚を病気から守るために、飼養衛生管理 基準の遵守の徹底をお願いいたします!!

- 車両、物や畜舎周囲の消毒
- ・長靴や衣服の交換・消毒による病原体の持込み防止の徹底
- 毎日の健康観察、野生動物の侵入防止

防鳥ネットの設置は完了しましたか?

豚舎の窓を開ける事が多くなってきたと思います。まだの方は早急に設置をしましょう 設置の済んでいる方も、破れやほつれがないことを、定期的にチェックしましょう

マニュアルは作成しましたか?

農場マニュアルの作成が義務化されました 良くわからない・・・という方は家保に相談してください

また、今年度も全農場最低1回は訪問し、飼養衛生管理基準のチェックをさせていただきます。また、それ以外にも電話等で状況を伺うこともありますのでご協力をお願いします。

ご自分の農場が、具体的にどのような対策をしたら良いのかわからないという方はお問い合わせください。

◆◆ 令和3年「定期報告書」の提出について ◆◆

伝染病の発生予防や発生時の迅速なまん延防止対策を図るため、家畜の飼養者は毎年2月 1日時点の家畜の飼養状況を群馬県知事あてに報告することが義務付けられています。

令和3年は1月21日付けで報告様式等の書類をお送りしており、令和3年<u>2月28日を</u> 提出締め切りとしました。既に多くの方に提出を頂いていますが、お忘れの方は再度確認の うえ、**至急提出をお願いします!!**

書類の紛失や記載方法等、不明な点がありましたら、中部家畜保健衛生所までお問い合わせください。

対 象 <u>家畜伝染病予防法で定めるすべての家畜</u>

牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、 きじ、ほろほろ鳥、七面鳥

飼養頭数 1頭、1羽以上

教育用(学校動物)、愛玩用(ペット)、観賞用、展示(動物園等)も含みます

基準日 令和3年2月1日現在

1 必ず提出する書類

- 定期報告書(所有者氏名、住所、農場所在地、畜種別飼養頭数、畜舎数等)
- ・飼養衛生管理基準の遵守状況(チェックシート)

2 前回報告から変更があった場合

• 畜舎の新増設・配置、設置した消毒施設や埋却地の確保状況に変更等がある場合は、 添付書類を提出してください。 未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合は、指導の対象となり、農場で伝染病が発生した場合、国からの手当金については減額の対象となります。

◆◆導入計画書の提出のお願い ◆◆

県外からの豚の導入を予定している方は、添付した導入計画書に記入の上、当所まで提出 (FAX等)をお願いします。

◆◆気候の変化に注意しましょう ◆◆

これからの時期、前日との気温差が大きい日や、日中は暑くても朝晩が冷える日が出てきます。気温差が大きいと豚はストレスを感じ、病気にかかりやすくなります。豚舎の温度管理や空調管理には十分ご注意ください。

また、梅雨入りすると湿度の高い日が続きます。飼料の変敗や害虫の発生等にご注意ください。

◆◆ ハエの防除対策は早めに行いましょう ◆◆

ハエの発生により「生産性の低下」「衛生面の悪化」「イメージの悪化」が考えられます。 気温が上昇すると産卵された卵が次から次へと成虫になるため、爆発的に増えていきます。暖かくなる前に、早めの防余対策を始めましょう!!

効率的な駆除さば「環境対策」と「殺虫剤の使用」を一緒に行うことが大切です。

1. 環飲策

- ・水分と幼虫の食べ物、ふん便がある場所は、ハエの発生源こなります。ふん尿や食べ残しなどは、こまめに除糞・清掃を行いましょう。
- ・乾燥した場所でハエの卵は死滅します。換気や排水に気をつけて畜舎内を乾燥した状態に保ちましょう。

2. 殺虫剤の使用

(幼虫)

・幼虫の発生する場所に I GR剤(発育抑制剤)を散布し、幼虫を駆除します。一般的に幼虫は成虫の倍いると言われており、薬剤散布は幼虫対策から取り組むとより効果的です。

(成虫)

・発生した成虫には殺虫剤を散布します。即効性はありますが特続性がなく、複数回の散布が必要なため 労力がかかります。また、同じ系統の薬剤を繰り返し使用していると効果が出にくくなるため、異なる系統 のもの(ピレスロイド系・有機リン系製剤)をローテーションで使用してください。

家畜保健衛生所は365日24時間対応の緊急連絡体制を確保しています。 緊急時にはご連絡ください。

中部家保 2027-288-0371

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。